

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	47 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 57 年 9 月まで

私は、自分が 20 歳になった時に同居の母親が国民年金の加入手続を行い、その後 3 年間の国民年金保険料を納付してくれていたことを承知していた。しかし、その後、家出同然に別居してしまったことなどから、保険料の納付が途絶え、早く納付を再開しなくてはならないと認識していた。

昭和 49 年 8 月に就職して生活の基盤ができ、50 年 6 月から飲食店に転職したころには収入も安定してきたので、市役所で加入手続を行ったと思うが、その時期や手続の詳細については思い出せない。

父親の法要のため昭和 53 年 12 月になって帰省した際、母親から国民年金の重要性を聞かされたことを契機に、自宅に戻った直後に市役所で相談した結果、その時点で納付できる範囲として同年 4 月からの保険料の納付を開始した。納付済みとされている同年同月から同年 6 月までの期間の保険料については、そのような経緯で納付したものであると思うし、その当時、飲食店で収入は十分で、毎月 1 万円の定期預金をする余裕もあり、わずか 3 か月で保険料の納付をやめたとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 昭和 53 年 12 月に帰省した際、母親から国民年金の重要性について説かれたことを契機に、自宅に戻った直後、市役所に国民年金保険料の納付の相談に行き、年度当初の同年 4 月から納付を開始したのではないかとする申立人の説明については、同年同月から同年 6 月までの期間の保険料は現に納付済みとされていることから、不自然さは見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 57 年 3 月までの期間について、申立人は、50 年 6 月から勤め始めた飲食店では、毎月 1 万円の定期預金をする余裕も生まれるほど収入が安定してきたので、継続して国民年金保険料を納付する資力もあったとしており、申立人が保険料の納付を取り止める特段の理由や納付が困難な状況にあったと考えられる事情も見当たらない。

また、かねてから国民年金保険料の未納を気にかけており、母親の勧めに従って自力で保険料の納付を始めたとする申立人の説明を考え合わせると、申立人が 3 か月の保険料を納付しただけで、その後の保険料の納付を取り止めたとも考え難い。

3 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間について、申立人の特殊台帳に「57. 6. 2 他市へ行ったが行先不明」と読み取れる記載があり、昭和 57 年度の国民年金保険料の納付書が届かなかった可能性がうかがわれることに加え、申立人も、「57 年 10 月に就職したのは転居後の市内の事業所であるが、その直前の 57 年 9 月まで前住所地に居住していたかどうかは、よく憶<sup>おぼ</sup>えていない。」としているなど、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、転居後の市においても、さかのぼって国民年金保険料を納付した記憶がないとしており、過年度納付が行われたとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金については、私が 20 歳になったころ、母親が加入手続を行い、結婚するまでの間、母親が国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間当時、私は、兄夫婦と小売業を営み、住居兼店舗で兄夫婦と同居し、別居していた母は通いで店を手伝っていた。

申立期間の国民年金保険料については、店舗に来ていた集金人に母親が納付していたはずである。申立期間の保険料について、同時に納付していた兄は納付済みになっているにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたとしている申立人の主張については、同時に納付していたとする申立人の兄及びその妻の申立期間における保険料は納付済みとされていること、及び申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の兄の妻は「申立期間においては、私が夫（申立人の兄）の保険料を、また、義母（申立人の母親）が申立人の保険料を同時に集金人に納付しており、もし、店舗に集金人が来た際、一方が不在であっても、店

内にいるだれかが代わりに国民年金保険料を支払っていたと思う。」旨を証言している。

加えて、特殊台帳には、申立期間直前の昭和 46 年度の国民年金保険料を還付したとする記録が認められるが、還付手続時点において申立期間の保険料の一部に充当可能であったにもかかわらず、充当されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、夫婦で会社を経営し、厚生年金保険の適用を受けていたが、厚生年金保険料を納付できなくなったため、厚生年金保険に代えて国民年金に加入することとした。私の妻は昭和 53 年 4 月 25 日に区役所で、夫婦二人分の加入手続を行った後、金融機関で国民年金保険料を納付し始め、59 年 3 月まで申立期間①の夫婦二人分の保険料を納付し続けた。

また、これとは別に私は、昭和 61 年 4 月ごろ、国民年金制度が新しくなったため、私の妻の第 3 号被保険者の手続のため区役所に行ったが、職員から私の妻は第 3 号被保険者に該当しないと説明され、さらに私達夫婦には、未納期間があると言われた。そこで、その時点で納付可能であった申立期間②の納付書を発行してもらい、私は金融機関で 59 年 4 月から 61 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を過去にさかのぼって納付した。金額は、一人当たり月額 6,500 円くらいだった。その後、保険料は、毎年増えていったように思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号などから、申立人は昭和 61 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、その時点で申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったことから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、区役所で発行を受けた

納付書で納付したとする申立人の主張については、申立人が当時居住していた市では、白紙の国庫金納付書が備え付けられており、担当者が社会保険事務所（当時）に未納状況の確認をした上で、国庫金納付書に金額等を記載して窓口で発行できたことが確認できること、及び申立人が納付したとする保険料額は、実際の申立期間②の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に不自然さはなく、申立人が申立期間②の保険料を当該納付書により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間②の後においては、国民年金保険料の未納はなく、ほとんどの期間の保険料を前納していることから、申立人は納付意欲が高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」が昭和 53 年 4 月 25 日と記載されていることから、この日に加入手続きを行い、保険料の納付を始めたと主張している。

しかし、年金手帳に記載された昭和 53 年 4 月 25 日という日付は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際の加入手続き時期が後であってもさかのぼることから、加入手続き日及び国民年金保険料納付の開始時期を特定するものではないことに加えて、納付についての記憶が定かではなく、申立人の妻が納付したとする保険料の月額が実際の額と大きく異なるなど、国民年金の加入手続き及び納付状況が不明である。

また、1 で述べたとおり、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和 61 年 5 月ごろと推認でき、その時点では、申立期間①の国民年金保険料については、時効により納付することができない期間であるほか、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も未納となっており、申立人のみが同日に国民年金に加入し、保険料の納付を始めたとは考え難い。

さらに、同一区内に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、夫婦で会社を経営し、厚生年金保険の適用を受けていたが、厚生年金保険料を納付できなくなったため、厚生年金保険に代えて国民年金に加入することとした。昭和 53 年 4 月 25 日に区役所で、夫婦二人分の加入手続を行った後、金融機関で国民年金保険料を納付し始め、59 年 3 月まで申立期間①の夫婦二人分の保険料を納付し続けた。

また、これとは別に私の夫は、昭和 61 年 4 月ごろ、国民年金制度が新しくなったため、私の第 3 号被保険者の手続のため区役所に行ったが、職員から私は第 3 号被保険者に該当しないと説明され、さらに私達夫婦には、未納期間があると言われた。そこで、その時点で納付可能な期間の納付書を発行してもらい、私の夫は金融機関で 59 年 4 月から 61 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を過去にさかのぼって納付した。金額は、一人当たり月額 6,500 円くらいだった。その後、保険料は、毎年あがっていったように思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号などから、申立人は昭和 61 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、その時点で申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったことから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、区役所で発行を受けた

納付書で納付したとする申立人の夫の説明については、申立人が当時居住していた市では、白紙の国庫金納付書が備え付けられており、担当者が社会保険事務所（当時）に未納状況の確認をした上で、国庫金納付書に金額等を記載して窓口で発行できたことが確認できること、及び申立人の夫が納付したとする保険料額は、実際の申立期間②の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に不自然さはなく、申立人の夫が申立期間②の保険料を当該納付書により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間②の後においては、国民年金保険料の未納はなく、ほとんどの期間の保険料を前納していることから、申立人は納付意欲が高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人は、年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」が昭和 53 年 4 月 25 日と記載されていることから、この日に加入手続を行い、保険料の納付を始めたと主張している。

しかし、年金手帳に記載された昭和 53 年 4 月 25 日という日付は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際の加入手続時期が後であってもさかのぼることから、加入手続日及び国民年金保険料納付の開始時期を特定するものではないことに加え、納付についての記憶が定かではなく、申立人が納付したとする保険料の月額が実際の額と大きく異なるなど、国民年金の加入手続及び納付状況が不明である。

また、1 で述べたとおり、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 61 年 5 月ごろと推認でき、その時点では、申立期間①の国民年金保険料については、時効により納付することができない期間であるほか、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納となっており、申立人のみ同日に国民年金に加入し、保険料の納付を始めたとは考え難い。

さらに、同一区内に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらなかった。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私が20歳になった昭和47年\*月ごろに、私の父親が役場で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、私が昭和55年5月に結婚してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に郵便局で定期的に納付していた。一緒に納付していた夫の申立期間の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする郵便局は、申立期間当時、存在していた上、保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間について、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金の保険料額については、申立期間直後の納付済みとされている昭和61年4月以降の保険料より安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、口座振替により保険料を納付していたが、転居による預金口座の変更に伴い、口座振替ができなかった期間が発生したため、その期間については、送付されてきた納付書により金融機関で保険料を納付していた。私が所持している預金通帳には、申立期間の一部について保険料を納付した記載があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するその夫名義の預金通帳には、申立期間に係る昭和 51 年 12 月 23 日に国民年金保険料として当時の 3 か月分の保険料額が口座振替された記載が確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、転居による国民年金保険料の預金口座の変更に伴い口座振替ができなかった期間の保険料については、送付されてきた納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、同通帳では昭和 51 年 9 月に当時の保険料の 3 か月分に相当する金額が出金されていることが確認できることから、申立期間のうち口座振替で保険料を納付できなかった期間についても、申立人は保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然であ

る。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金制度創設当初から国民年金に加入しているとともに、結婚後も任意加入して保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 8 月まで  
③ 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 39 年 4 月から、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付しており、元夫は保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、昭和 59 年に離婚した後も、さかのぼって国民年金保険料を納付したことが何度かあったが、区役所や郵便局で納付してきたはずなので、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間①直前の厚生年金保険の加入期間は、記録上、平成 19 年に厚生年金保険との重複納付として還付処理されるまでは、国民年金保険料の納付済期間とされていたことが確認でき、申立期間①当時、この期間の保険料は納付済みとされていたこと、申立期間①直後の昭和 41 年 4 月から 51 年 9 月までの期間の保険料は納付済みであること、及び申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、結婚による住所変更手続を適切に行い、申立期間①の保険料を現年度納付することが可能であったことが確認できることから、納付済期間に挟まれた申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①について、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張するところ、その夫は、申立期間①の保険料は納付済みとされている。

2 一方、申立期間②及び③については、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したことが何度かあったが、区役所や郵便局で納付してきたはずであると主張しているところ、申立人の所持する領収証書によると、申立期間③直後の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 10 月までの保険料を、同年 6 月から 4 年 5 月までの間に、十数回に渡りさかのぼって納付していたことが確認できるが、申立人は、申立期間②及び③当時の保険料額や納付時期についての記憶が曖昧であることから、申立期間②及び③当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月  
② 平成7年1月  
③ 平成8年6月  
④ 平成9年6月

私は、時期は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が就職する前の申立期間①については、私の母親が金融機関で納付したはずであり、勤務先を退社した後の申立期間②及び③については、私が郵便局で納付した。申立期間④については、私は平成9年6月\*日に結婚したため、同年7月に夫の勤務先に被扶養者の届出を行い、直前の当該期間の保険料を納付したことを憶<sup>おぼ</sup>えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、申立人の母親が金融機関で未納がないように過去にさかのぼって納付したと主張しているところ、同金融機関は、当時存在しており、保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間は過年度納付が行われていたことが確認できるが、その前後を通じて申立人及びその母親の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の1か月と短期間である申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の母親は、「娘（申立人）の成人から就職までの期間の

国民年金保険料は、未納がないように、私が納付書により金融機関で納付した。」旨証言している。

- 2 一方、申立期間②及び③について、申立人は送付されて来た納付書により郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続や保険料の納付時期について記憶が曖昧であることから、当該期間に係る変更手続や保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、平成9年1月に加入中の厚生年金保険の記号番号を基礎年金番号とする年金記録に4年11月以後の国民年金の記録を統合した後、11年6月9日に7年2月から8年5月までの厚生年金保険の加入記録が追加されたことから、申立期間②及び③は未加入期間から未納期間に変更されていることが確認でき、申立期間当時、当該期間は未加入期間であったことから、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間④については、申立人は平成9年6月\*日に結婚したため、同年7月になった時点で、第3号被保険者になり、直前の6月までの国民年金保険料は納付書によって郵便局で納付したと主張しているが、当該期間は、同年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間④の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から同年 8 月までの期間及び同年 11 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から同年 8 月まで  
② 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、国民年金の加入手続きを行い、任意加入期間中も含めて、国民年金保険料をすべて納付した。

申立期間①及び②当時、夫が厚生年金保険に加入したので、私が夫の国民年金の資格喪失手続きを行ったが、私の国民年金の資格を喪失させた<sup>おぼ</sup>憶えはなく、当該期間の国民年金保険料は、私が銀行で納付していた。

申立期間①及び②が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金に加入して以降、厚生年金保険の適用事業所に 2 回就職し、住所地を 3 回変更しているが、いずれの時期についても、その前後に国民年金保険料の未納が無く、保険料を現年度納付していることから、国民年金の資格得喪や住所変更手続きを適切に行っていたことがうかがえ、申立人は、年金に対する関心や意識が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替えを行った昭和 47 年 7 月から申立期間①直前の 60 年 2 月までの期間については、その夫が厚生年金保険に加入している期間も含めて国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、それぞれ 6 か月及び 5 か月と短期間であり、その夫が、厚生年金保険に加入中である

申立期間①及び②の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から46年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、長女が2歳になった昭和47年ごろ、夫と市役所へ行き、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、夫が夫婦二人分の国民年金保険料をそれぞれ20歳までさかのぼってまとめて納付した。

国民年金の加入手続後は、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を市役所で行い、その際、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を、それぞれ20歳までさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、それらの番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人及びその夫が国民年金の加入手続を行ったのは、同年2月ごろと推認され、この時期は、第1回特例納付の実施期間中であり、申立期間①は強制加入期間であることから、特例納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の夫が国民年金の加入手続時に納付したとする金額は、申立期間①及び申立人の夫の昭和40年3月から46年3月までの国民年金保険料を、実際に第1回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間①後は、それぞれ 60 歳に到達するまでの 30 年以上に渡る期間の国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立人の夫の保険料の納付意識は高かったものと認められる上、その夫は、申立期間①に係る夫婦二人分の保険料を納付した時の状況を具体的に記憶している。

加えて、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人の住所やその夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中のわずか3か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 41 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 41 年 1 月まで

私は、自宅を新築した昭和 39 年 3 月ごろ、自宅に来た集金人の説明を聞き、国民年金に加入した。41 年 2 月に厚生年金保険に加入している会社に就職するまで集金人に国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅を新築した昭和 39 年 3 月ごろ、自宅に来た集金人に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険の適用事業所に勤務するまでの申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人は、新築して入居直後の自宅に来た集金人から国民年金の説明を聞いて加入手続を行ったこと、及び 41 年 2 月に就職するまでの期間の保険料を集金人に納付したことを具体的かつ鮮明に記憶している上、当時、申立人が居住していた市では集金人制度が存在していたことが確認できるとともに申立人が納付したと主張する保険料額は、実際に納付した場合の金額と一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間当時、その夫の給料から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫の厚生年金保険における標準報酬月額額は、申立期間を通じて最高等級であったことが確認できることから、申立人は、保険料を納付するだけの資力があったものと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金に加入する前に既に国民年金に加入していた友人から、国民年金の話聞いた時に自分も加入したいと思ったことを記憶しており、その友人は、「私は、国民年金の制度発足時から国民年金に加入

しており、友人に国民年金について話をした憶<sup>おぼ</sup>えがある。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を完納している上、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3712

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、23 歳から食料品店に住み込みで働いており、国民年金制度発足時にその店主夫婦及び従業員と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料については、給与から控除され、店主夫婦が自分たちの保険料と一緒に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立期間の前後の加入期間は国民年金保険料が納付済みとされており、その前後を通じて申立人及び申立人の保険料を納付したとする店主の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、申立期間に近接する昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの保険料納付済期間について、当初未納とされていたが、申立人が保管していた領収証書によって、平成 21 年 11 月に納付済みに訂正されていることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、長期間に渡り国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、任意加入している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和37年\*月に子供が生まれて何か月かしたころ、私の妻の両親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については私が納付しており、時期は憶えていないが、過去の未納期間の保険料を今ならさかのぼって納付できるという話を聞いて、送られて来た納付書により金融機関で納付したことをはっきり憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間のうち、昭和42年4月から45年3月までの保険料が受給資格期間の確保を目的とした第2回特例納付制度により、まとめて納付されたことをうかがわせる形跡が確認できる上、当該期間は国民年金の強制加入期間であることから、特例納付により保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から42年3月までの期間について、申立人は、その妻の両親が37年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、自分で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、その妻の両親とは連絡が取れない上、申立人は保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が曖昧であることから、当時の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は加入手続を行ったのは1回のみと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 5 月ごろに払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間のうち、36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、当時居住していた市の広報紙で、昭和 36 年に国民年金制度が始まることを知ったことから、夫と「将来年金がもらえるようになれば良いね。」という話をして、国民年金に加入することを決めた。国民年金の加入手続については、夫婦二人分の手続を私が市役所で行った後、同市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>って納付した。

夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が夫のみ納付済みとなっており、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、市役所で国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>って納付したと主張しているところ、当時、同市役所で保険料を納付することは可能であった上、印紙検認方式による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金制度が開始される前に夫婦で同時に国民年金の加入手続を行った後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は国民年金制度が開始される前の昭和 36 年 2 月に払い出されていることが確認できる上、同制度開始直後の同年 4 月から 37 年 3 月までの保険料は夫婦ともに納付済みとなっているとともに、その夫は申立期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直後の未納期間について、当時の勤務先でパート社員から準社員への異動の話があり、準社員になれば厚生年金保険に加入できると言われたことから、国民年金保険料の納付を止めたことを鮮明に記憶しているとして、今回、申立てをしないことから、申立人の主張には一貫性があり、基本的に信用できる。

加えて、申立期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 42 年ごろ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人に納付したり、送られてきた納付書により、銀行でさかのぼって一括して納付したこともある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送られてきた納付書により、銀行でさかのぼって一括して納付したこともあると主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 42 年 10 月ごろと推認できることから、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間の国民年金保険料額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 42 年度以降の保険料額より大半が安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、付加保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 13 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

私は、勤務先の会社を退職した後、将来のことを考えて、国民年金に加入しようと思い、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、同区役所又は自宅近辺の同区役所の出張所で未納が無いようにすべて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に加入した後に、居住していた地域の区役所又は自宅近辺の同区役所の出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、申立人が保険料を納付したとする同区役所及び同出張所は申立人の自宅近辺に存在していたことが確認でき、保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和48年4月以降の国民年金保険料の未納期間については、結婚後、申立人の夫が自営業を始めたことから支出が増えた上、複数回にわたり転居したため、保険料の納付が後回しになったこと、及び当時の保険料の納付について記憶が曖昧であるとの理由で申立てないとしていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年に区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に国民年金手帳を交付されたかはどうかはあまり憶えていない。加入手続後の国民年金保険料については、区役所や郵便局で納付しており、保険料額は100円であったことをはっきり憶えている。2回にわたり転居した際もそれぞれ国民年金の手続を行い、保険料を納付したはずであり、38年3月からの保険料については、集金人に納付していた。私は国民年金制度発足時から、国民年金に任意加入して保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち昭和38年3月の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の金額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和38年3月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、同月の国民年金保険料は現年度納付が可能であることから、加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立人は、昭和36年に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立

期間のうち、同年4月から38年2月までの期間の国民年金保険料については、区役所または郵便局で100円の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続の際の国民年金手帳の記憶及び申立期間当時の保険料の納付方法、納付時期等についての記憶が必ずしも定かでないことから、加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は昭和38年3月に任意加入していることから、その時点で、申立期間のうち、36年4月から38年2月までの期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和36年4月から38年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 43 年に結婚した後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。保険料の納付を忘れていた時期もあったが、申立期間については、当時の保険料額が記載された確定申告書の写しを保管しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、一緒に納付していたとするその夫の保険料は納付済みとなっているとともに、当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 54 年分及び 55 年分の確定申告書の控えを所持しており、同申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、国民年金保険料を実際に納付した場合の金額と一致している。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年3月まで

私は、区役所で国民健康保険の加入手続を行ったのと同じ時期に、国民年金の加入手続を行い、その際に、窓口担当者から未納期間の国民年金保険料を納付することができることを聞いたので、納付することにした。後日届いた納付書により、申立期間の保険料を自宅近くの金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民健康保険の加入手続を行ったのと同じ時期に、国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により、申立期間の国民年金保険料を自宅近くの金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が国民健康保険の加入手続を行ったのは、昭和51年2月であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年5月ごろであると推認されることから、それぞれの加入手続を同じ時期に行ったとする申立人の主張に不自然なところはない。

また、申立人は、国民年金に加入後は、申立期間を除き、30年以上に渡る期間の国民年金保険料をすべて納付している上、平成9年度以降は、保険料を前納していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であり、16か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人が、社会保

険事務所（当時）から送付されていた過年度の納付書によって、当該期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月、同年9月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月から平成2年12月まで  
② 平成3年2月  
③ 平成3年9月  
④ 平成4年1月

私が23歳のころに、役所から国民年金の加入案内が送付されてきたので、父親が私と弟の加入手続を行った。その際に、これまで未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたことから、父親が、後日送付されてきた納付書により複数回、銀行で弟の保険料と一緒に合わせて40数万円を納付したと聞いており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④の期間について、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、その後に送付されてきた納付書により、父親がさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付したと聞いていると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年3月に払い出されていることが確認でき、当該期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であった。

また、オンライン記録では、申立期間の前後は過年度納付していることが確認できることから、当該過年度納付を行った時点で、申立期間のみ過年度納付を行わなかったとするのは不自然である上、申立期間の保険料額は申立人が父親から聞いている保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、国民年金に加入した後の国民年金保険料をすべて納

付している上、前納している期間も見られることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人が23歳のころに役所から国民年金の加入案内があり、その父親が申立人とその弟の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は加入当初に発行されたはずの年金手帳についての記憶はなく、加入手続を行ったとしている父親は加入手続を行った時期の記憶が曖昧であることから、加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年3月に払い出されていることが確認できることから、この時点では申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年2月、同年9月及び4年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで

私は、昭和42年の結婚を契機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、夫婦のどちらかが仕事の合間に市役所で納付していたはずであり、妻の申立期間の保険料が納付済みとされており、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人又はその妻が夫婦二人分を市役所にて納付していたと主張しているところ、その妻の申立期間の保険料は納付済みとされており、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の妻は、「当時、必ず夫婦二人分の国民年金保険料を未納がないように納付していた。」旨を証言している。

さらに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、保険料の前納制度や口座振替を利用するなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月、同年 5 月、52 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月及び同年 5 月  
② 昭和 52 年 4 月及び同年 5 月

昭和 48 年 4 月に、夫が会社の経営を始めたのをきっかけに、夫が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、金額ははっきり憶えていないが、集金人に毎月夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、申立人は昭和 48 年 4 月に国民年金に加入していることが確認でき、加入手続のみを行い加入直後の申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である上、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録と特殊台帳の納付月の記録が一致していないことから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性があるとともに、申立期間は 2 か月と短期間である。

さらに、申立期間②について、申立人の国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付していたとする夫の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である上、申立期間は 2 か月と短期間である。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳から、国民年金から厚生年金保険への切替手続及び第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続が適

切に行われていることが確認できることから、申立人は保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月及び同年3月

私は、昭和38年に家に訪ねてきた区役所の職員に国民年金の加入を勧められたので、自宅で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、集金に来た区役所の職員に現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、昭和38年2月に国民年金に任意加入したことが確認でき、加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、昭和38年に家に訪ねてきた区役所の職員からの勧めにより、国民年金の任意加入手続を行ったとしている申立人の主張については、申立人が申立期間当時に居住していた区の広報に、サラリーマンの妻に国民年金に任意加入するよう勧める内容が掲載されていること、及び同区では、職員が各家庭を訪問して、加入の意思のある人にはその場で申込用紙を記入してもらった可能性もあるとしていることから、特段不合理な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付していることを考え合わせると、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月、同年 7 月、52 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月及び同年 7 月  
② 昭和 52 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 37 年 9 月に結婚したことを契機に、国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、集金人に未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間はそれぞれ 2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年6月まで

私は、昭和52年5月に次女に勧められて、区役所で国民年金の任意加入手続を行なった。加入手続後の国民年金保険料については、夫の転勤が多かったため、その都度、住所変更手続を行い、送付されてきた納付書により金融機関で付加保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、同金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の付加保険料を含めた金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、夫の転勤の都度、住所変更手続を行い、送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳では、申立期間の前後を通じて当該手続が適切に行われていることが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているとともに、種別変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私の国民年金については、国民年金保険料の集金人をしていた私の母親が、加入手続をしてくれた。

申立期間当時の国民年金保険料は、私が3か月ごとに納付書により金融機関や郵便局で納付したり、集金人に納付したと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については3か月ごとに納付書により金融機関及び郵便局で納付したり、集金人に納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では保険料の収納が3か月ごとに行われていたことが確認できる上、国庫金納付書により金融機関や郵便局で保険料を納付することは可能であったとともに、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金加入期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、オンライン記録では、申立期間に近接する昭和48年4月から49年3月までの期間の保険料については、当初未納とされていたが、国民年金被保険者台帳では納付済みとなっており、後に納付済みに訂正されていることが確認できることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行

われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付済みである上、転居に伴う国民年金の住所変更手続を複数回適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 11 月ごろに夫の転勤により転居した際、市役所で国民年金の住所変更の手続を行った。国民年金保険料については、その後送付されてきた納付書により金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 11 月ごろにその夫の転勤により転居した際、市役所で国民年金の住所変更の手続を行い、送付されてきた納付書により金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、当時居住していた地域の市役所で住所変更手続を行ったことが確認できる上、保険料を納付したとする同金融機関は存在しており、保険料を納付することが可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は、その前後の加入期間と同じ任意加入期間中の 12 か月であり、申立期間前後の長期間にわたる任意加入期間中の保険料はすべて納付済みとされていること、及び申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間直前の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について、国民年金被保険者台帳には未納期間から納付済期間へと記録訂正した形跡が見られることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月1日から同年12月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年7月から同年9月までは2万2,000円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年5月1日まで  
平成19年7月6日にB社会保険事務所(当時)に年金相談に行き調査してもらったところ、A社に勤めていた昭和45年4月1日から46年5月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間後の昭和58年3月から勤務した事業所から提供のあった申立人の履歴書の写し、A社における申立人の同僚及び申立人のグループリーダーの証言から、申立人が申立期間のうち、45年4月1日から同年12月21日までの期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時にA社に勤務し、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数とオンライン記録における厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

なお、複数の同僚はA社では試用期間があったと供述し、また、同僚の

所持していた同社の就業規則では、「試用期間を3か月とする」との規程があることから、昭和45年4月1日から同年7月1日までの期間は試用期間と認められ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月1日から同年12月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた同僚の標準報酬月額から昭和45年7月から同年9月までは2万2,000円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は当時の資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る厚生年金保険の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年12月22日から46年5月1日までの期間については、複数の同僚は、「C社に転職するため、申立人と一緒に45年12月にA社を退職した。」としている上、同社の資格喪失年月日が45年12月22日である申立人と同じグループのリーダーは、「申立人は、私たちと一緒にA社を退職した。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月 6 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 C 本社における資格取得日に係る記録を同年 1 月 6 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 6 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 5 月から 43 年 12 月まで

昭和 38 年 1 月に A 社 B 支店から同社 C 本社に転勤になった。継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録については、4 か月の空白期間があり、納得いかない。

また、D 社については、昭和 42 年 5 月から 43 年 12 月まで勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時使用していた名刺を所持している。

両社について、勤務していた期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し（昭和 38 年 1 月 6 日に同社 B 支店から同社 C 本社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 本社における昭和 38 年 5 月のオンライン記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、A社が既に解散している上、当時の3名の事業主のうち2名については既に死亡しており、1名は住所が不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、当時勤務していた社会保険事務担当者が、時期は特定できないが申立人がD社に勤務していたことを記憶していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の社会保険事務担当者は、「D社は社員の出入りが激しかったために、入社後一定期間経過しないと社会保険に加入させなかった。」、「入社後すぐに社会保険に加入したのは、取締役や一定の管理職以上で入社した者に限られる。」など、事業主の指示により、同社の社会保険加入は社員により取扱いが異なっていた旨を述べており、「申立人の役職は、申立人のために新しく作られた役職であり、管理職には該当していないため、厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかった。」としている。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年7月1日）及び資格取得日（31年6月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から31年6月1日まで

私は、昭和28年10月から53年6月1日まで、A社B営業所の事務員として辞めることなく同じ場所で継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は、A社において昭和28年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年7月1日に資格を喪失後、31年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同じA社B営業所で勤務していた複数の元従業員は、「申立人は、申立期間において勤務していた。」と供述している。

また、昭和29年11月に採用され、A社B営業所で勤務していた元従業員は「入社した時には、既に申立人は勤務しており、私が退社する38年2月まで申立人の業務内容に変更は無かった。」旨の供述をしている。

さらに、A社B営業所に勤務していた複数の従業員の被保険者記録は、申立期間において継続しており、欠落は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年6月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年7月から31年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は、申立人が主張する昭和18年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務した昭和17年2月27日から20年9月10日までの期間のうち、同社B工場に勤務した18年4月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金被保険者記録が無い。私は、同社B工場に勤務後、空襲激化により会社の命令で同社C工場に疎開したが、継続して保険料を控除されていたので記録が欠落することは考えられない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の元同僚2名の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、A社B工場における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和18年4月1日とされているが、同社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立人は、被保険者資格を同年11月1日に喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和18年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和36年12月1日から38年12月26日までの期間について、A社の事業主は、申立人が、36年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年12月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年12月から37年9月までは2万8,000円、同年10月から38年4月までは3万3,000円、同年5月から同年9月までは3万6,000円、同年10月及び同年11月は3万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から38年12月26日まで  
私は、昭和38年12月25日までB社に勤務していたが、36年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっており、それ以降の加入記録が無い。

途中で仕事内容や勤務形態が変わったことは無く、昭和38年12月分の給与まで、継続して厚生年金保険料は引かれていたと記憶している。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年12月1日から38年12月26日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、B社の複数の従業員が、申立人のことを覚えており、一緒に勤務した旨を証言しているところ、当該複数の同僚は、A社において厚生年金被保険者となっており、「B社とA社は、実態としては、同一の会社であ

った。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和36年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年12月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和36年12月から37年9月までは2万8,000円、同年10月から38年4月までは3万3,000円、同年5月から同年9月までは3万6,000円、同年10月及び同年11月は3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和36年8月1日から同年12月1日までの期間については、B社において同年8月1日に資格を喪失し、その後、A社において同年12月1日に資格を取得している複数の同僚によると、「当該期間を含め、その後もB社に継続して勤務していたつもりであり、A社に移籍したという意識は無かった。申立人も一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人が、当該期間についてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年12月1日である上、上記の複数の同僚（全10名）についても、当該期間について被保険者記録が無い。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することはできず、申立人も当時の給与明細書等を所持していない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、当該期間における厚生年金保険料の控除について、具体的な証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年7月1日に、資格喪失日に係る記録を29年2月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から29年2月8日まで

私は、A社に入社した3か月後に、同社B支店に転勤になったが、同社B支店に勤務していた昭和28年7月1日から29年2月8日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の精勤10年の表彰状の写し及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚は、申立人が申立期間においてA社に勤務していたと述べており、当該同僚のうち一人は、「申立期間は、A社B支店で申立人と勤務しており、申立人と同じ業務内容だった。」と証言している上、ほかの同僚一人も、「自分が申立期間にA社B支店で、申立人に仕事を教えた。」と証言している。

さらに、上記の同僚は、いずれも申立期間においてA社B支店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年7月1日に同社から同社B支店に異動、29年2月8日に同社B支店

から同社に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年7月から29年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年5月16日まで  
社会保険事務所へ年金の裁定請求に行った際、相談窓口でA社に勤務していたころの標準報酬月額が9万8,000円となっていることを知った。申立期間の給与は59万円だったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった平成9年5月16日の後の同年10月1日付けで、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、商業登記簿謄本から平成9年5月31日に代表取締役を退任し、監査役に就任していることが確認できるが、申立期間当時の監査役は、「私は、申立人が代表取締役を辞任したと同時に監査役を辞任した。その際、申立人はA社を退職した。監査役に就任したものの、名目だけの役職であった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月29日から同年9月1日まで

私は、昭和29年4月にA社に入社し、59年3月末で退職するまで継続して勤務していた。同社B支店から同社C支店に異動した際の申立期間の1か月が抜けているのは納得がいかないのので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社発行の人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年8月29日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月のA社C支店における社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年7月2日に、資格喪失日に係る記録を41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月2日から41年6月1日まで  
私は、昭和38年3月1日から41年5月31日まで、A社に勤務していた。

厚生年金保険の加入記録では、A社B支店から同社C支店に転勤となった昭和40年7月2日から41年6月1日までの11か月間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に勤務したD社が保管する労働者名簿の記載から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「当社の異動辞令簿には、昭和41年2月21日に申立人がA社C支店E課主任に昇格したことが記録されているので、役職上、正社員としか考えられない。正社員であるなら、当然申立期間における保険料控除が行われていたと思う。」と述べている。

さらに、A社が保管する異動辞令簿に記載されているほぼすべての同僚について、厚生年金保険の被保険者の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店におけ

る昭和 40 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月から 41 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年8月1日から平成元年8月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月31日から2年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を2年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を元年8月は38万円、同年9月から2年9月までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月1日から平成元年8月31日まで  
② 平成元年8月31日から2年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が20万円となっているが、38万円程度の給与をもらっていたことが給与明細書により確認できるので訂正してほしい。

また、私は、平成2年9月30日までA社にB業務の責任者として継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では元年8月31日に資格を喪失したことになっていて相違している。

給与明細書を提出するので申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給与明細書から、申立人は昭和62年8月から平成元年7月まで38万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の当該期間における標準報酬月額、申立人が主張する 38 万円と記録されていたところ、A 社が適用事業所に該当しなくなった日（平成元年 8 月 31 日）の後の元年 9 月 5 日付けで、20 万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、A 社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことは確認できるが、同社の事業主が申立人は同社で B 業務の責任者としての取締役であったと回答をしていることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円と訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A 社は、平成元年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本によると、同社は、当該期間においても法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成元年 8 月は 38 万円、同年 9 月から 2 年 9 月までは 41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から36年5月1日まで

私は、昭和35年3月にA社に入社し、同年7月に同社B支店勤務を命じられ、同月末に赴任した。その後も転勤はあったが、同社において平成9年8月末に退職するまで継続して勤務していた。ところが厚生年金保険の被保険者記録では同社B支店に勤務していたころの一部期間の記録が抜けているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年8月1日に同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年12月25日）及び資格取得日（40年3月15日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和36年12月から38年9月までは1万円、同年10月から39年9月までは1万4,000円、同年10月から40年2月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年年金月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月25日から40年3月15日まで  
私は、昭和35年4月にA社に正社員として入社し、40年11月26日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に抜けている期間があるのはおかしいので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和35年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年12月25日に同資格を喪失後、40年3月15日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、申立期間中にA社の同僚と共に撮影された写真を所持しており、当該写真に写っている同僚は、撮影された時点において、同社に係る被保険者記録が確認できる。

また、申立人と共に事業主の自宅に住み込みでA社に勤務していた申立人の姉と妹は、申立人は実家に戻ることなく、継続して同社に勤務していたと証言している。

さらに、申立人より3年後の昭和38年4月にA社に入社し、申立人と

同様の業務に従事したとする申立人の妹は、入社と同時に厚生年金保険に加入し、同社を退社するまでの間、継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、いったん退職をして、再度就職をしたとする1名を除いて、同社の資格を喪失後に、再度資格を取得している者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の被保険者記録及び同僚の記録から判断すると、昭和36年12月から38年9月までは1万円、同年10月から39年9月までは1万4,000円、同年10月から40年2月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から40年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格取得日に係る記録を昭和37年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和30年11月1日、A社の前身であるB社に入社し、44年9月1日まで継続して勤務していたが、A社C工場から新設の同社D工場へ転勤した時の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年6月21日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 8 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 8 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 5 日から同年 11 月 8 日まで

私は、事業所名は定かではないが、A 区にあった B 作業をする工場  
昭和 25 年 8 月 5 日から同年 11 月 7 日まで勤務していた。

毎月の給料から厚生年金保険料を天引きされていた記憶があるので、  
この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区にあった B 作業をする工場で勤務したとしているところ、  
C 社から、「申立期間当時、当社の D 作業所では B 作業を行っており、所  
在地は A 区であった。」との回答が得られたことから、申立期間において  
同社 D 作業所に勤務していたことが認められる。

また、C 社 D 作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、  
申立人と同姓同名で、生年月日が同一の者が、昭和 25 年 8 月 5 日に資格  
を取得し、同年 11 月 8 日に同資格を喪失していることが確認できるとと  
もに、オンライン記録により、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統  
合であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被  
保険者記録であり、C 社 D 作業所の事業主は、申立人が昭和 25 年 8 月 5  
日に同社 D 作業所において被保険者資格を取得し、同年 11 月 8 日に同資  
格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、  
8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和62年にB社に名称変更。現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和60年4月1日に、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成2年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和60年4月は18万円、平成2年2月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月1日から同年5月1日まで  
② 平成2年2月21日から同年3月21日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、入社月である昭和60年4月及び退社月である平成2年2月の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず厚生年金保険被保険者期間となっていないので、これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに昭和60年度分及び平成元年度分給与明細書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和60年5月及び平成2年1月のオンライン記録から、昭和60年4月については18万円、平成2年2月については22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないとしており、また、事業主が保管していた申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書

により、事業主がオンライン記録どおりの届出をしていることが確認でき、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する昭和 60 年 4 月及び平成 2 年 2 月の保険料について納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年10月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月から42年7月までは2万4,000円、同年8月から43年9月までは6万円、同年10月から44年9月までは5万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和19年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和41年8月1日から44年10月15日まで  
私は、昭和37年3月にA社（現在は、C社）に入社し、41年8月にB社へ出向し、44年10月にA社へ戻り、以後平成14年5月末まで勤務していた。しかし、B社へ出向していた期間の厚生年金保険の記録が抜けているので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が発行した在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が同社において昭和41年8月1日に資格を取得し、44年10月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、B社の事業主は申立人が昭和41年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年10月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和41年8月から42年7月までは2万4,000円、同年8月から43年9月までは6万円、同年10月から44年9月までは5万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 15 日から 39 年 12 月 16 日まで  
申立期間について、脱退手当金が支払われたことになっているが、私はA社在職中に結婚式を挙げ、翌月に退職した後も休む間もなく出産育児に多忙な日々を過ごした。  
社会保険事務所（当時）の所在地も知らない上、脱退手当金についての知識もなく、退職の2年後に自分で請求した覚えもないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和41年12月22日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険台帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名は旧姓のまま変更処理されていないことが確認できる上、申立人は昭和40年5月に入籍し改姓しているものの、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定後間もなく、国民年金に加入し、約21年後に再び厚生年金保険に加入するまで継続して国民年金保険料を納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年2月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年10月から26年5月までは3,000円、同年6月から同年10月までは4,000円、同年11月から27年1月までは4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から27年2月9日まで

私は、昭和25年3月に中学校を卒業し、知り合いのB店で働いていたが、嫌になったので同年10月にA社に転職し、27年2月ごろまで勤務していた。オンライン記録では、その期間において厚生年金保険の被保険者となっていないが、納得できないのでその期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ姓で名前が1字異なり、生年月日が11日相違している者が、昭和25年10月1日に資格を取得し、27年2月9日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、申立人と同じ姓の社員はいなかった。」と証言していることから、上記の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する昭和25年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年2月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録か

ら、昭和 25 年 10 月から 26 年 5 月までは 3,000 円、同年 6 月から同年 10 月までは 4,000 円、同年 11 月から 27 年 1 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年5月19日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月19日から同年5月19日まで  
厚生年金保険の記録によると、A社での被保険者資格の喪失日の記録が昭和52年4月19日となっている。同社は、B厚生年金基金に加入しており、同基金の加入員証では、加入員資格喪失日が同年5月19日となっているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日も同日であるはずである。

申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和52年4月19日と記録され、申立人は、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社におけるB厚生年金基金の加入員記録では、申立人の同社における加入員資格喪失日は、昭和52年5月19日となっている。

さらに、B厚生年金基金は、申立期間当時、厚生年金保険の届出書と厚生年金基金の届出書は複写式の用紙を用いていたと述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年5月19日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認め

られる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年3月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月20日から同年2月1日まで

厚生年金保険被保険者記録において、昭和48年1月20日から同年2月1日までの期間が被保険者期間となっていないが、同年1月分の給与は同年1月15日にA社本社で受け取っており、その際に厚生年金保険料が控除されている。給与明細書は無いが、調査の上、申立期間について記録訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び退職者一覧の写しから判断すると、申立人が申立期間において継続して同社に勤務し（昭和48年2月1日にA社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る昭和47年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 60 年 4 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月

昭和 44 年 4 月ごろ、結婚を契機に、国民年金に加入したと思う。

その後、申立期間①については、私が、夫の国民年金保険料と一緒に、納付書により、私の保険料も郵便局か銀行で納付していた。また、時々、義父母及び義父が経営していた会社の従業員の保険料と一緒に納付していたこともあった。

申立期間②については、昭和 58 年 4 月ごろ、夫の分と一緒に、国民年金保険料の免除手続を行ったため、その後、毎年、保険料が免除されたはずである。

国民年金保険料を納付した時期や、保険料額は記憶していないが、申立期間①は、夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされており、申立期間②の保険料が免除されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①につき、結婚した昭和 44 年 4 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人は、国民年金手帳、申立人が申立期間①当時居住していた市が行っていたとする国民年金手帳保管証についての記憶及び申立期間①に係る国民年金の加入手続の状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年

金の加入手続日から申立人の国民年金の加入手続時期を推認すると、その時期は昭和 58 年 11 月又は同年 12 月であると考えられ、その時点では、申立期間①の国民年金保険料の大半は時効により納付することができず、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることから、別の手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間②当時、居住していた区において、国民年金保険料の免除を申請した記憶は無く、その直前に居住していた市で行った保険料の免除申請により、居住地が変わった後も、自動的に免除の承認が更新されたはずであると述べているが、申立期間②当時、現在行われている継続申請による保険料の免除の方法は存在しておらず、申立人が主張する方法により、保険料の免除を申請することはできない上、申立人は、申立期間②当時、その直前に居住していた市の住民票は職権消除され、住所の移転が完了していないことが戸籍の附票により確認できることから、申立人は、その当時、住所が定められておらず、制度上、保険料の免除申請を行うことができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 44 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間のうち 60 年 4 月の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年4月までの期間及び50年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から49年4月まで  
② 昭和50年4月から51年12月まで

私は昭和51年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、職員から過去の未納分を納付するように言われたため、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することにしたが、保険料の総額が高額だったため、分割して毎月納付した。申立期間の保険料については、納付書により自宅近くの郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、未納分の国民年金保険料を第3回特例納付により分割して毎月納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入時期や加入場所、申立期間の保険料を特例納付により分割して納付した時期の始期及び終期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者から申立人の国民年金の加入手続日を推認すると、昭和54年1月から3月ごろであると考えられ、その時期は第3回特例納付の実施時期であるが、申立人が主張している申立期間の国民年金保険料を分割して毎月納付したとする金額は、実際に納付すべきだった金額とは大きく相違している。

さらに、現に納付済みとされている昭和52年1月から53年12月までの国民年金保険料を未納分として、さかのぼって納付していることが推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 52 年 9 月まで

昭和 44 年ごろ、私の弟が交通事故を起こしたことから、私はその処理手続を行うために区役所へ行った際、同区役所の職員から国民年金の加入を勧められ、加入手続を行った。国民年金保険料については、送付された納付書により市役所や金融機関で納付していた。国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を納付しないはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、区役所あるいは金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は申立期間の大半同一市内に居住しており、同一の行政機関あるいは金融機関が、長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い上、申立人から保険料の納付状況について聞き取りを行ったが、申立期間の保険料を納付していたと推認できるまでの心証は得られなかった。

また、申立人は、国民年金の加入当初、過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶はないとしている。

さらに、申立期間後に申立人が転居した市で、昭和 55 年 2 月ごろ申立人に対して新たな国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人は 52 年 10 月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が 45 年 1 月に払い出された国民年金手帳記号番号に係る申立期間の保険料を納付せずに、転居後に改めて国民年金の加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付したとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から14年3月まで

私は、病気のため自宅療養していた平成14年に、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料が3年間未納となっているとの通知が届き、心配した母親が、3年分の保険料の50万円を市役所の窓口でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年に、社会保険事務所から国民年金保険料が未納との通知が届いたので、申立人の母親が市役所の窓口で3年分の保険料の50万円をまとめて納付したと主張しているが、同年4月に、市町村が実施していた国民年金保険料収納事務が国に移管されたことから、市役所で保険料を納付することはできない上、納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と大きく異なっていることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から62年3月まで

私は、夫が転職した昭和56年12月ごろに、私と夫の国民年金及び国民健康保険の加入手続を区役所で行った。国民年金保険料の納付方法や金額は憶えていないが、私が、夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。申立期間について、一緒に納付していた夫は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月ごろに、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を区役所で行ったと主張しているが、申立人が申立期間当時から居住する区では、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見られないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人には、昭和48年5月ごろに、その当時居住していた市において、国民年金手帳記号番号が払い出されており、その記号番号に係る氏名変更は、62年5月に行われていることが確認できることから、申立人が、その記号番号により、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付時期及び保険料額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 12 月まで

私は、業界紙に紹介されたように、申立期間当時、私の経営する会社は順調で収入も多く、海外旅行に行く余裕もあった。

私の姉か私が経営していた会社の事務員が、月々の私の給料の中から、私と妻の申立期間当時の国民年金保険料を郵便局の窓口で納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間直前の、昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの期間も未納とされており、申立人が、50 年 1 月から同年 12 月までの期間のみを申し立てる特段の事情も無く、その根拠が曖昧であり、申立期間の設定が不自然である。

また、申立人は、その姉及び申立人が経営していた会社の事務員が、申立人及びその妻の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間に係るその妻の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から55年3月まで

私は、国民年金の加入手続については具体的に憶えていないが、国民年金保険料については、私が20歳になった時から、毎月、私の母親が自宅に来ていた集金人である自治会の組長に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和52年ごろから、毎月、その母親に国民年金保険料を預け、その母親が自宅に来ていた集金人である自治会の組長に納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、55年9月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立内容と一致しない上、申立人自身は、国民年金の加入手続について具体的な記憶がなく、その母親は、高齢のため当時の状況を確認することができないことから、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月に払い出されていることが確認できることから、その時点において、申立期間のうち、52年11月から53年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない期間であるとともに、申立期間から当該払出期間を通じて申立人は同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点でさかのぼって納付が可能な昭和53年7月から55年3月までの期間については、過年度保険料となることから、集金人に保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 50 年\*月に、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が 51 年 4 月に大学に入学するまで、母親が金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年\*月に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3736

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 57 年 4 月まで

私は、昭和 61 年 4 月\*日、新婚旅行に先立って婚姻届を提出するため、夫と一緒に区役所へ赴いた。その際、国民年金への加入も勧められたので、区役所の別の窓口で加入手続を行った際、私には国民年金保険料に未納があること、及び過去の未納分をさかのぼってまとめて納付できる制度があることを説明された。そこで、新婚旅行のこづかいとして持ち合わせた現金の中から 20 万円くらいをその場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に婚姻届を提出した区役所で国民年金の加入手続を行い、同時に未納であった申立期間の国民年金保険料として 20 万円程度をまとめて納付したとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の被保険者が同年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し国民年金に加入していることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 8 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことに加え、時効を超えた分の国民年金保険料を納付できる制度として実施された最終の特例納付（3回目）を利用して保険料を納付した可能性についてみても、特例納付が実施されていたのは 55 年 6 月 30 日までであること、また特例納付の対象とされていたのは 53 年 3 月分以前の期間の保険料であることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 8 月までの期間及び平成 5 年 1 月から 6 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 8 月まで  
② 平成 5 年 1 月から 6 年 11 月まで

私が、昭和 62 年 5 月に勤務先を退職した後、私の父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が父親に保険料を渡して、その父親が金融機関で納付していた。申立期間のうち、平成 5 年 2 月は厚生年金保険の加入期間であったが、国民年金保険料を重複して納付していたため、私が区役所に電話で問合せをした際、詳細は憶えていないが、電話に出た職員から、「月単位になる。」と聞いた記憶がある。私の結婚前の国民年金の記録が、未加入で、申立期間①及び②の保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 5 月ごろにその父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 62 年 5 月ごろにその父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、結婚後の平成 10 年 11 月以降であることが推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 61 年 3 月まで

昭和 61 年ごろ、区役所から、第 3 号被保険者制度ができたので手続を行うことを勧める郵便物が来たことから、私は、同年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。その時に職員から、10 年間、国民年金保険料を納付していない期間があり、現金であれば、区役所又は金融機関で保険料を納付することができると言われたので、2、3 日後に、さかのぼって 10 年分の保険料 50 万円をまとめて金融機関で納付した。

申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して金融機関で納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年同月であると推認でき、その時点では特例納付は実施されていない上、申立期間は任意の未加入期間であり、さかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、特例納付だけではなく、過年度納付によっても保険料をさかのぼって納付できない期間である。

また、申立人が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 61 年 4 月と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から同年 12 月まで  
② 昭和 63 年 6 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった昭和 62 年ごろ、国民年金の加入手続を行ったものの、定職につけず、国民年金保険料を納付することができなかった。その後、最初に正社員として就職した会社も退職したが、体調を崩していたこともあって、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなかった。昭和 63 年 10 月に、再び正社員として就職できたので、翌年 12 月に支給されたボーナスを資金として、平成 2 年 1 月ごろ、それまで納付できなかった申立期間①及び②の国民年金保険料を、自宅近くの郵便局でまとめて納付した。私は、両親にも相談して納付したことを憶えているにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 62 年ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 3 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住してり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成 2 年 1 月ごろ、申立期間①及び②の国民年金保険料を、まとめて納付したと述べているが、その時点においても少なくとも、申

立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、それまで未納とされている期間の国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると述べており、申立人のオンライン記録によると、現に、それまで未納とされていた期間の保険料が、平成4年2月10日に納付されている事実があり、その時納付された金額は、申立人が納付したと主張する金額にほぼ一致することが確認できる。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から45年2月まで

昭和44年8月ごろ、母親が、町役場の職員から、私の国民年金の加入を勧められたため、その手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたということを、母親から聞いた記憶がある。

私が60歳になったとき、老齢基礎年金を満額受給したいと思い、20歳のころ国民年金に加入していなかったことによる不足分の国民年金保険料を納付するために、市役所で国民年金の任意加入の手続を行った。

その際、その不足分とは別に、申立期間の国民年金保険料が未納となつていと説明を受け、私は、納得できなかったが、申立期間の分を含めて、国民年金に任意加入し、付加保険料とともに納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間における国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は払い出された形跡が確認できず、申立人の基礎年金番号は、当初、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、そのことから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも、厚生年金保険の資格を喪失した平成12年5月以降であることが推認され、その時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 12 月 3 日から 19 年 12 月 3 日まで  
私は、昭和 17 年 12 月 3 日に、A 社（現在は、C 社）B 所に入社した。給料は見習期間で 100 円ぐらい、3 か月ごとに昇給して 1 年経過したころに 157 円になり、以後昇給は無かった。月給は月末日払いで、天引き貯金、厚生年金保険料、食事代、健康保険料等を控除され、指導員から月給 75 円をもらった。天引き貯金が一番多かったが通帳は見ることがない。2 番目に多いのは厚生年金保険料、3 番目は食事代で月 15 円であった。健康保険被保険者証はあったと思うが、一度も病院に行ったことは無い。月給封筒は約 65 年前のことであり、残っていないが厚生年金保険に加入していたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容が具体的であること、申立人が指導員に宛てた手紙及び指導員の妻の証言から判断すると、申立人は申立期間においてA社B所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が名前を覚えている指導員はA社において厚生年金保険に加入していない上、既に死亡しており当時の状況を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚についても、A社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、申立期間について、C社及びD健康保険組合は、「当時の資料が残っていないため不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 6 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に A 社 B 営業所に就職し、その後、平成元年 6 月ごろまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の記録が無い。私より後に就職した同僚には厚生年金保険被保険者の記録があるのに、私に記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述及び同僚から提出された A 社 B 営業所内で撮影された写真及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社 B 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が同時期に A 社 B 営業所で勤務していたとする同僚 5 名のうち、4 名は同社における厚生年金保険被保険者としての記録は無いことから、同社では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、A 社の元事業主は、「申立人について覚えておらず、社会保険の手続きは外部へ委託していたため、分からない。」と回答しているが、元事業主が委託していたとする社会保険労務士は、「A 社とは契約をしておらず、何も分からない。」と回答しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 2870

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで  
ねんきん特別便で、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間の加入記録が無かった。  
給与明細書等はないが、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に昭和 57 年 4 月に入社したとする同僚は、「申立人は、私の入社後、半年ぐらいして入社し、同社が本店をB市に移転した 58 年 3 月末ごろに退社したと思う。」と証言していることから、申立人が、申立期間のうち、57 年 10 月ごろから 58 年 3 月末ごろまで同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 57 年 4 月 1 日から同年 8 月 29 日までの期間であり、申立人が同社に勤務していたと推認できる期間において、同社は適用事業所となっていない。

また、上記の同僚は、A社が適用事業所となっていない期間における厚生年金保険料の控除については記憶に無いと述べている。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社は既に解散しており、元事業主の連絡先も確認できないことから、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 29 日から 60 年 1 月 1 日まで

私は、A社B事業場で昭和54年4月2日から59年12月31日まで勤務したにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、同年12月28日に退職し、同年12月29日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっている。これは、同年12月29日から会社の年末の休みであったのでこのように取り扱われたものと考えられ、そのことにより、厚生年金保険の同年12月が欠落してしまった。本来であれば、在籍は、同年12月31日までであるはずである。

調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間の昭和59年12月29日から同年12月31日までは、A社B事業場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が提出した従業員名簿によると、申立人の退職年月日は昭和59年12月28日となっていることが確認できる上、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、申立人について、同年12月28日に退職し、同年12月29日に資格を喪失した旨の届出が行われていたことが確認できる。

また、企業年金連合会における申立人の厚生年金基金の記録について確認したところ、申立人の厚生年金基金加入員の資格喪失日は昭和59年12月29日である旨の回答を得た。

さらに、同事業所に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人の整

理番号の前後 200 名合計 400 名の記録を調査したところ、資格喪失日が 1 月 1 日になっている者はおらず、申立人の資格取得日の前後 1 年から 2 年以内の者の中から、「12 月に資格を喪失している者の退職日は、12 月末日ではなく最後の出勤日を退職日としていた。」との証言を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 55 年ごろまで  
② 昭和 56 年ごろから 58 年ごろまで

昭和 53 年 8 月から 55 年ごろまでは A 社で、56 年ごろから 58 年ごろまでは B 社（現在は、C 社）において勤務していたが、2 社とも厚生年金保険の加入記録が無いのは納得いかない。調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の事業主、申立人が名前を記憶していた総務担当の上司及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当社には、正社員、契約社員及びアルバイト社員がいた。どのような雇用形態であっても、入社してしばらくは厚生年金保険に加入させていなかった。定期採用で入社した従業員は 3 か月経過後に正社員とした。現場で制作に携わる者は、プロデューサーの要請で随時に契約社員として採用し、当社の専属社員として勤務してほしい者については、一定期間経過後に幹部会で検討した上で正社員とした。正社員になると、会社は、厚生年金保険をはじめ社会保険に加入手続を行い、給与から保険料を控除したが、申立人については、在籍中は契約社員であったので加入手続及び保険料控除を行っていない。」と回答している。

また、前記の事業主は、「正社員として勤務する者は、必ず社長の面接があった。申立人について、面接試験を行った記憶が無い。」としているところ、総務担当の上司は、「申立人と面談し、上層部に紹介をしたことはあるが、社長の面接は行われていない。」としている。

さらに、申立期間において A 社の被保険者となっていた者が、「契約社

員であった。」として名前を挙げた者も同社に係る被保険者となっていない。

加えて、A社が加入している健康保険組合に申立人の被保険者記録を照会したが、申立人の被保険者記録は無いとしている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無い。

申立期間②について、C社の人事担当者の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の従業員は、「申立人はアルバイトだった。アルバイトは社会保険に加入していなかった。」と証言している。

また、前述のC社の人事担当者は、「アルバイトであれば、厚生年金保険をはじめ、社会保険に加入させていなかった。雇用保険に加入していないということであれば、アルバイトである。」と述べているところ、申立人はB社において、雇用保険に加入していない。

さらに、前記の複数の従業員は、B社に正社員で採用される場合は、面接試験があったとしているところ、申立人は、「記憶は定かではないが、試験は無かったように思う。」と述べている。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月から27年8月まで  
② 昭和28年4月から29年4月まで

昭和26年ごろ、C地において、A社とB国の会社とが共同でD作業を行った。私の仕事はE業務で、給料は月約3万3,000円で残業を含めると4万円ぐらいだった。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の業務内容に関する具体的な供述及び申立人の保管するA社の表彰状から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の社員であった事業主の息子は、「当時、C地では、職安を通じて採用した350人ほどの臨時従業員が働いていた。申立人の上司（作業所所長）等の管理監督者であった正社員は、厚生年金保険に加入させたが、臨時として採用した労務者には手当を多く支払い、厚生年金保険には加入させていなかった。」としているところ、申立人は、申立書において「雇用形態は、派遣社員、季節労働」としている。

また、申立人が保有している表彰状は、作業所所長名で発行されているところ、上記の事業主の息子は、「社長名であれば正社員だが、所長名であれば正社員ではない。」としている。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚も、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月28日から同年7月19日まで  
厚生年金保険の被保険者記録を調べたら、A社及びB社の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていた。B社の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、A社については、受給手続きをしていないし受給した記憶も無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている申立人と同様に同社の被保険者期間のみでは脱退手当金の受給資格のない女性は8名で、そのすべての者は同社における被保険者資格の喪失後に同社に勤務する以前の被保険者期間を含めた期間の脱退手当金の受給記録が確認できることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間と合算して、脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人の脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人か

ら聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらないとともに、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年10月1日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、平成4年11月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額が8万円となっている。当時、私はA社の代表取締役であり、月額で60万円ほどの給与(役員報酬)を得ていたはずである。収入に応じた標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年10月1日)の後の平成6年11月25日付けで、8万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた日においてA社の代表取締役であることが確認できる上、当時の複数の取締役から、「申立人は同社の経営者であり、社会保険事務についても権限を有していた。」との証言を得ている。

また、申立人は、「厚生年金保険料の滞納について、社会保険事務所(当時)の職員と、たびたび話し合いをした。」と述べており、これらのことから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 21 日から同年 6 月 20 日まで

A社で厚生年金保険被保険者となっている期間は平成3年6月1日から16年6月20日までであるはずだが、記録では同年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したととなっている。給与明細書でも同年5月まで厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しており、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する平成16年4月及び5月の給与明細書ではそれぞれ前月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社の保管する申立人に係る平成17年1月分の給与明細書には、申立期間を含む16年2月から同年5月までの社会保険料を過徴収分として返金した旨記載があり、事業主も同年の年末調整で返金したと思われると回答している。

また、申立人の平成16年分源泉徴収票に記載されている、控除された社会保険料の額は、ほぼ1か月分の社会保険料であることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人のA社における資格喪失日は平成16年3月21日となっているところ、申立人の所持する給与明細書から、同年3月以降の申立人の出勤日数が、大幅に減少していることが確認できることから、申立人の勤務形態に変更があり、厚生年金保険の当然被保険者に当たらないとして、事業主が申立人について、資格喪失の届出を行ったものとするのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 2877

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から27年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録では、A社（現在は、C社）の運営するB校に在籍していた期間の中で、昭和24年4月11日から25年3月1日までの期間は被保険者期間となっているが、同日から同校を卒業した27年3月31日の翌日までの期間が被保険者期間となっていない。

当時、B校は、A社の幹部養成を目的として設立されたが、卒業しなければ同社に入社できなかった。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社が提出した人事記録及び同僚の証言から、申立人は、昭和24年4月11日から27年3月26日までの期間、B校であったとするA社の技能教習所に、生徒として在籍していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が挙げた複数の同僚も含め、昭和24年4月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者全員が、申立人と同様に25年3月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、事業主は、申立期間の保険料控除については不明であるとしている上、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から25年5月4日まで  
② 昭和26年11月1日から29年9月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社とB社で勤務した期間が脱退手当金として受給した記録になっている。次に勤務したC社を退職後には、脱退手当金を受給したが、申立期間の脱退手当金は受給した覚えがない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、2回の脱退手当金の支給記録があるところ、2回目の脱退手当金の受給を認めていることから、その受給の際、申立期間に係る脱退手当金は既に受給したものとして、請求手続が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金を支給した記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和30年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 19 日から 40 年 2 月 27 日まで  
申立期間前に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、自分で社会保険事務所（当時）に行って手続をし、脱退手当金をもらった記憶はあるが、申立期間の脱退手当金についてはもらった記憶が無いので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張を裏付ける事実は見当たらない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されているが、厚生年金保険被保険者台帳には同年 8 月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されており、申立期間とその前の期間とを合算して脱退手当金の支給手続が行われたと考えられる上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 31 日から 55 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 4 月から 57 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無かった。A社には、昭和 53 年 9 月に入社し、55 年 3 月に退職した。また、B社には、同年 4 月に入社し、60 年 11 月に退職した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と一緒に昭和 55 年 3 月までA社で勤務していたとする同僚の証言から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 54 年 12 月 31 日に適用事業所でなくなっており、同日に申立人を含む厚生年金保険被保険者 6 人全員が被保険者資格を喪失し、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記同僚は、「A社は昭和 54 年秋ごろ、振り出した手形が 2 回目の不渡りとなり、55 年 3 月まで勤務していたのは、私と申立人及び代表取締役の 3 人であった。同年 1 月ごろからは、無給であり、当然、厚生年金保険料の控除はなかった。」と供述している。

さらに、A社の代表取締役に照会したが、回答を得ることができず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、B社の代表取締役の妻の証言から、申立人が、当

該期間において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和57年12月1日に新規適用事業所となり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の代表取締役は、同社が新規適用事業所になったのは、昭和57年12月1日であり、それ以前は、厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

さらに、昭和56年からB社に勤務したとする同僚は、同社が社会保険に加入したのは、57年12月からであると供述している上、当該同僚が保管している「昭和56年分の給与所得の源泉徴収票」において、社会保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 10 日から 47 年 8 月 1 日まで  
私の年金の記録を確認したところ、A社を退職した後に脱退手当金の手続を行った記録となっていた。私は、昭和 42 年 6 月にB社を退職した後、社会保険事務所（当時）に出向き脱退手当金の手続を自分で行ったことは記憶しているが、A社に勤務していた期間は脱退手当金の手続は行っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和47年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前に勤務していたB社に係る被保険者期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給手続が行われた形跡は無く、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、同社を脱退手当金支給に係る最終事業所とする者には脱退手当金の支給記録を表す「脱」表示があるところ、申立人には当該表示が無い上、申立人が受給を認めているのは同社における被保険者期間のみであるが、申立期間以前に脱退手当金を受給していた事情はうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 35 年 3 月まで

私は、昭和 33 年 5 月から 35 年 3 月まで、B 県 C 市にあった A 社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者記録では、A 社に勤務していた期間の記録が欠落している。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の事業主の氏名や仕事の内容を記憶していること、及び同僚が「申立人の勤務していた期間は覚えていないが、一緒に仕事をしたことがあった。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶していた同僚 4 人のうち 2 人は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてその氏名が見当たらず、同社における被保険者となっていないことから、同社では従業員ごとに厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、上記の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、A 社は既に適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明なため申立人の申立期間に係る資格の得喪等に係る届出及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 21 日から同年 7 月 18 日まで  
私は、昭和 57 年 2 月 28 日にA社へ入社した。58 年 5 月に結婚し、59 年 1 月末に退職した。厚生年金保険の記録を見ると、いったん、退職したことになっているが、入社から退職までの間は継続して勤務していたので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和 57 年 2 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、58 年 3 月 21 日に同資格を喪失後、同年 7 月 18 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が昭和 58 年 3 月 21 日に資格を喪失し、健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、雇用保険受給資格者証において、申立人は昭和 58 年 3 月 20 日にA社を退職後、同年 4 月 12 日に求職の申込みをしたこと、並びに同年 6 月 7 日及び同年 7 月 1 日の 2 回にわたり、基本手当が支給されていることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 15 日から 44 年 4 月 30 日まで  
A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に記録照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答だった。脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えもないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、昭和 44 年 6 月 13 日に脱退手当金裁定請求書を受領、同年 7 月 28 日に決裁、同年 8 月 29 日に隔地払いが行われたことが確認できるとともに、脱退手当金裁定請求書の住所欄が当該事業所が加入している B 厚生年金基金となっていることから、A社の事業主の依頼に基づき当該基金が代理請求を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されていることが確認でき、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
昭和 38 年 3 月に中学校を卒業して、友人 3 名と B 県の A 所に勤務したが、同年 4 月から 39 年 3 月までの 1 年間は厚生年金保険被保険者となっていないので調査してほしい。友人も第三者委員会に申し立てている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同時に勤務したとする同僚 3 名の記憶が鮮明なことから、申立人が申立期間に A 所に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の同僚のうちの 1 名の資格取得日は、申立人と同じ昭和 39 年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

また、上記の同僚のうち、残りの 2 名は、A 所において被保険者となっていないところ、当該 2 名は、昭和 39 年 4 月 1 日より前に退職したとしている。

さらに、A 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、中学卒業後、新卒者として入社したと思われる複数の従業員に、その記憶する入社日を聴取し、厚生年金保険被保険者の資格取得日を比較したところ、入社日から約 1 年後に資格を取得していることがうかがわれる。

これらのことから、A 所においては、新卒採用者については、入社して、約 1 年経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる。

加えて、申立期間における A 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、取得日順に健康保険の整理番号が付番されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月12日から31年8月27日まで  
社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間の船員保険の加入記録が欠落している。当該期間は、A県C所において、同県所有の船舶Bに乗船していた。

船員手帳の写しを提出するので、申立期間について、船員保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳の記録から、申立人は申立期間において、A県所有の船舶Bに乗船していたことは認められる。

また、A県が保管していた官公庁職歴から、申立人は、昭和28年6月1日から31年8月17日までA県C所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和28年6月11日から30年1月1日までの期間の船員保険に係る加入記録は、オンライン記録において、共済組合移換金として共済組合に移換されていることが確認できる。

このことについて、社会保険事務所(当時)に照会したところ、「船舶所有者が官公庁の場合、職種や雇用形態により、船員保険か共済組合に加入することとなるが、当初、船員保険に加入していた者が、その後、共済組合員になったときには、船員保険の加入期間の年金原資は、共済組合に移換され、船員保険の被保険者期間は共済組合の組合員期間となる。」との回答を得た。

なお、上記官公庁職歴から、申立人に対し、当該期間に係る共済組合退職一時金が支給されていることが確認できる。

これらのことから、申立人の申立期間は、当初、船員保険の被保険者期

間であったが、共済組合加入者として取り扱われることになった結果、共済組合の組合員期間となったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 15 日から 61 年 3 月 8 日まで  
厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 60 年 10 月 15 日から 61 年 3 月 8 日までの A 社（現在は、B 社）に勤めていた期間が被保険者期間となっていない。当時、給与は 20 万円ぐらいであったが、手取りは 17 万円ぐらいであったため、厚生年金保険料は控除されていたと思う。調査の上、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主及び申立人が挙げた元同僚の証言から、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記事業主及び元同僚は、申立人の勤務期間は不明としており、A 社は雇用保険の適用事業所となっていないため、申立人の同社における勤務期間は確認できない。

また、上記事業主及び元同僚は、「申立人は正社員ではなかったと思う。」とし、当該事業主は、「申立人は厚生年金保険に加入していなかったであろう。」と述べ、当該元同僚は、「試用期間があったかは分からないが、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社日から約 8 か月後である。」と述べている。

さらに、申立期間において A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、B 社は申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないため、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除については不明としている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 10 日から 28 年 2 月 10 日まで  
私は、昭和 26 年 6 月初めに A 市に来て、下宿先（親戚）の紹介で B 社又はその下請けの C 社に入社した。D 所内で 28 年 2 月ごろまで勤務し、同年 3 月から 6 か月間、E 町の公共職業安定所から失業保険を受給していた記憶がある。社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。納得できないのでその期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B 社又は C 社で勤務していたと主張している。

しかし、B 社について、申立期間において同社に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、申立人のことを知らないとしている上、申立人と同姓の同僚は、「申立期間当時に自分と同じ姓の者はいなかった。」と供述している。

また、申立人は、「現場で作業していたので、B 社には行ったことが無い。申立期間当時の事業主及び同僚の名前を覚えていない。」と述べている。

さらに、B 社は、申立期間当時の社会保険に関する書類が無いため、申立人の当時の保険料控除については不明であると回答している。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、申立期間に申立人の名前の記載が無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

C 社について、同社は昭和 25 年 11 月 24 日に厚生年金保険の適用事業

所でなくなっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時のC社の役員は、「必要に応じて臨時に人を雇用することもあったが、申立人のことは覚えておらず、社会保険の手続は事業主の父親が行っていたので、申立人のことについては分からない。」と述べている上、同社に厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「申立人の名前は覚えていないし、同社は、昭和25年の暮れごろから経営状態が悪くなり26年6月ごろに倒産しており、申立期間に同社にいたとは考えられない。」と供述している。

さらに、C社について、申立人は、同僚の名前を覚えていないため、同僚から申立人の当時の保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。